

一般廃棄物収集運搬業許可証

茅ヶ崎市指令第 1369 号

令和7年8月19日

平塚市中堂15番12号

有限会社 青木商店

代表取締役 青木 幸男 様

茅ヶ崎市 市長 佐藤 光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可番号	第25号
許可の年月日	令和7年8月18日
許可の有効期限	令和9年8月17日
事業の範囲	収集・運搬（積替・保管を除く。） 一般廃棄物（ごみ）
許可の条件	(1) 収集・運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）及びその他関係法令を遵守して行うこと。 (2) 産業廃棄物または他の市町村から排出された一般廃棄物を茅ヶ崎市の処分施設に持ち込まないこと。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は市長となります。）裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は市長となります。）裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。